

産業廃棄物収集運搬業許可申請のしかた

-----依頼を受けたときの書類作成-----

○紹介又は依頼を受けたとき

紹介者又は依頼者に次のことを確認します。

財団法人日本産業廃棄物処理センターの「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）・運搬課程」の修了証があるかどうか。

*個人であれば申請者本人、法人であれば役員のうち誰かが持っていればよい。

但し、有効期間（５年）があるので、申請時に期限がきていないかどうか確認します。

OKなら に進みます。NOならば次のことをしてください。

イ 県の産廃協会に連絡してもらって講習日の日程を教えて貰い、講習会を受けて合格してから依頼してもらいます。

ロ 令6条の10に規定する使用人を雇う。 後述 注記参照

直前3年の決算について3年分の決算書類を見せてもらい、貸借対照表の債務超過がないかどうか確認します。

なければ に進みます。

* 債務超過とは、貸借対照表上の資産から負債を引いたものがマイナスであることです。下表の例をご参照ください。

例

借 方		貸 方	
現金預金	10,000,000	長期借入金	20,000,000
売掛金	17,000,000	買掛金	16,000,000
商品	5,000,000	負債合計	36,000,000
		資本金	3,000,000
		当期損失	7,000,000
資産合計	32,000,000	資産負債合計	32,000,000

平成16年あたりから直前3年決算のうちで債務超過がある年が含まれていると申請は出来ても、許可をとることは事実上不可能です。下関を含む山口県及び北九州市にはこのハードルがあります。

例

会計年度	債務超過の有無			
平成16年	有	無	無	無
17年	無	有	無	無
18年	無	無	有	無
判 定	×	×	×	

以上の2点についてクリアできた場合、法人であれば定款及び登記事項証明書の「目的」のところを見る。そのなかに「産業廃棄物処理」とか「産業廃棄物収集運搬業」などの文字があるとベターです。

今のところ、この文字がなくても差し支えないが、窓口によっては指摘するところもあります。ただ、その時点で変更登記をしてもよいが、直近の株主総会で新たに加える旨文書を出せばよいことが多い。

いずれにしても、上記2点の問題に比べるとその障害度は格段に小さい。但し、油断は禁物です。

注記

「令6条の10に規定する使用人」(以下、政令使用人と称する)と言うのは、大雑把に言えば申請者以外の講習修了者のことです。

法人の場合、役員に修了者はいないが、職員のうち修了者がいる場合、その職員を産廃収集運搬業の管理者として申請します。

この場合、役員同様の身分関係書類が必要です。

もし、職員の中にも修了者がいない場合は、社外にいる修了者を就任させる

ことができます。

この場合、辞令や就任承諾書が必要になります。

社外の政令使用人を就任させる方法は、緊急止むを得ない場合に限るべきで、もしそうであっても簡単には見つからないでしょう。

役員のうちに終了者がいないなら、誰かが講習を受けて終了者が居る状態になってから申請するのが妥当でしょう。